

平成 19 年 12 月 21 日

盛岡市議会議長 工藤由春様

議会制度検討委員会
委員長 菊田 隆

議会制度検討委員会における費用弁償の検討結果について（報告）

このことについて、費用弁償に係る協議結果を、次のとおり報告いたします。

記

1 検討経過

平成 19 年 11 月 5 日

費用弁償支給に係る基本的事項、これまでの経緯、他都市の状況について資料提示があり、今後のあり方について各会派等ごとに検討することとした。

平成 19 年 12 月 5 日

各会派等から検討結果の報告があり、加算額の廃止、施行時期については確認されたが、距離区分及び支給額については再度各会派等ごとに検討することとした。

平成 19 年 12 月 13 日

前回に引き続き、距離区分及び支給額について協議され、委員会としての方向性が確認された。

2 主な確認事項

費用弁償の制度については存続させるが、距離区分については市職員と同様に細分化し、支給額については住居から本庁舎までの距離に応じて盛岡市旅費条例の車賃を計算根拠として見直すこととされた。加算額については昼食代のイメージが強いことから廃止することとされた。

なお、障害を持つ議員の対応については、今後研究することとされた。

3 検討結果

距離区分及び支給額

- ・住居から本庁舎までの距離が 2km 未満には支給しない。
- ・住居から本庁舎までの距離が 2km 以上については、2km ごとに区分を定め、盛岡市旅費条例の車賃 37 円/km を根拠として計算した額を支給する。

加算額

- ・支給しない。

施行時期

- ・平成 20 年 4 月 1 日

費用弁償の改定に係る試算表

No.	現在の支給区分		実際の距離 (km)	37円/1km	
1	2km未満		0.6	0	
2	2km未満		0.9	0	
3	2km未満		1.0	0	
4	2km未満		1.0	0	
5	2km未満		1.3	0	
6	2km未満		1.9	0	6人
7	2km～4km未満	37円×8km=296円	2.3	300	
8	2km～4km未満	(10円未満切り上げ)	2.5	300	
9	2km～4km未満		2.5	300	
10	2km～4km未満		2.8	300	
11	2km～4km未満		2.9	300	
12	2km～4km未満		3.1	300	
13	2km～4km未満		3.2	300	
14	2km～4km未満		3.3	300	
15	2km～4km未満		3.6	300	
16	2km～4km未満		3.6	300	
17	2km～4km未満		3.9	300	11人
18	4km～6km未満	37円×12km=444円	4.1	450	
19	4km～6km未満	(10円未満切り上げ)	4.4	450	
20	4km～6km未満		4.6	450	
21	4km～6km未満		4.7	450	
22	4km～6km未満		4.7	450	
23	4km～6km未満		4.7	450	
24	4km～6km未満		5.3	450	
25	4km～6km未満		5.6	450	
26	4km～6km未満		5.6	450	
27	4km～6km未満		5.9	450	
28	4km～6km未満		5.9	450	11人
29	6km～8km未満	37円×16km=592円	6.2	600	
30	6km～8km未満	(10円未満切り上げ)	6.4	600	
31	6km～8km未満		7.0	600	
32	6km～8km未満		7.0	600	
33	6km～8km未満		7.0	600	
34	6km～8km未満		7.0	600	
35	6km～8km未満		7.3	600	
36	6km～8km未満		7.8	600	8人
37	8km～10km未満	37円×20km=740円	8.0	740	
38	8km～10km未満		8.2	740	
39	8km～10km未満		8.4	740	3人
40	18km～20km未満	37円×40km=1,480円	19.8	1,480	1人
41	20km～22km未満	37円×44km=1,628円 (10円未満切り上げ)	21.5	1,630	1人
42	24km～26km未満	37円×52km=1,924円 (10円未満切り上げ)	24.0	1,930	1人

1回全員出席 (円)

20,310
削減率 -88.39%

盛岡市議会の議員の報酬および費用弁償等に関する条例 (抜粋)

(報酬)

第1条 議会の議長、副議長及び議員の報酬は、次のとおりとする。

議長 月額75万円

副議長 月額68万円

議員 月額65万円

第2条 議長及び副議長にはその選挙された日から、議員にはその職に就いた日から、それぞれ報酬を支給する。

第3条 議長、副議長及び議員が任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れたときはその日までの、死亡によりその職を離れたときはその当月分までの報酬を支給する。

第3条の2 第2条又は前条の規定により報酬を支給する場合(死亡によりその職を離れた場合を除く。)であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数を基礎として日割りによって計算する。

(期末手当)

第7条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の市長の定める日に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了したこれらの者(当

該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間(改選により再就職したときは改選前の在職期間を通算する。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

第8条 期末手当の支給については、前条に定めるもののほか、一般職の職員の例による。

附 則

8 議長、副議長及び議員の報酬は、平成19年7月1日から平成21年3月31日までの間、第1条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 議長 月額72万7,500円

(2) 副議長 月額65万9,600円

(3) 議員 月額63万500円

《議員報酬額の推移》

区分	期間 H1.10.1 ～H3.9.30	H3.10.1 ～H5.11.30	H5.12.1 ～H8.3.31	H8.4.1 ～H15.3.31	H15.4.1 ～H17.3.31	H17.4.1 ～H19.3.31	H19.4.1 ～H19.6.30	H19.7.1 ～H21.3.31
議長	615,000円	680,000円	730,000円	750,000円	735,000円	727,500円	750,000円	727,500円
副議長	565,000円	620,000円	660,000円	680,000円	666,400円	659,600円	680,000円	659,600円
議員	540,000円	590,000円	630,000円	650,000円	637,000円	630,500円	650,000円	630,500円
備考		H3年度 特別職報酬等審議会	H5年度 特別職報酬等審議会	H8年度 特別職報酬等審議会	2%カット	3%カット	条例どおり	3%カット

※参考1

《市長の給与推移》

◎市長の給与<条例本則:1,200,000円>

期間	H13.1.1 ～H13.3.31	H15.1.1 ～H15.3.31	H15.4.1 ～H15.9.30	H15.10.1 ～H16.3.31	H16.4.1 ～H19.9.1	H19.9.12 ～H20.3.31
支給額	840,000円	840,000円	1,140,000円	1,080,000円	1,080,000円	1,080,000円
備考	30%カット	30%カット	5%カット	10%カット	10%カット	10%カット

※参考2

《旧都南村議及び旧玉山村議の報酬額推移》

◎都南村

H2.4.1 ～H3.6.30	議員	230,000円
H3.7.1 ～H4.3.31	議員	253,000円

(H4.4.1 合併)

◎玉山村

～H11.3.31	議員	230,000円
H11.4.1 ～H15.3.31	議員	237,000円
H15.4.1 ～H16.3.31	議長	299,000円
	副議長	244,000円
	議員	234,000円
H16.4.1 ～H19.5.1	議長	279,000円
	副議長	234,000円
	議員	224,000円

(H18.1.10合併後の玉山区議員含む)

各市の概況(類似都市-1)

資料 3

【平成19年4月1日現在】

都市名	項目	人口(人)	報酬(千円)			適用年月日	政務調査費 1人月額 (千円)
			議長	副議長	議員		
盛岡市	特例市	299,115	750 (727.5)	680 (659.6)	650 (630.5)	H8.4.1 (H19.7.1~H21.3.31)	50
弘前市		187,821	625.6	560.8	530 又は235 又は223	H18.2.27	なし
青森市	中核市	311,101	718	658	633	H17.4.1合併 (現行額はH15.4.1~)	90
八戸市	特例市	247,968	671	612	583 又は225	H16.1.1	80
仙台市	政令指定 都市	1,022,712	1,020 (970)	910 (870)	840 (824)	H18.4.1 (19.4.1~20.3.31)	380
秋田市	中核市	329,295	704	655	625	H17.12.1	100
山形市	特例市	255,696	770 (750)	720 (700)	670 (650)	H7.5.1 (18.4.1~19.4.30)	120 (個人)
福島市		287,984	703	655.5	617.5	H18.4.1	100
郡山市	中核市	337,542	705	656	617	H15.1.1	130
いわき市	中核市	350,235	700	660	630	H16.4.1	110
所沢市	特例市	339,058	660	580	560	H8.7.1	なし
越谷市	特例市	319,164	588	529	515	H13.4.1	40
水戸市	特例市	262,842	700	630	590	H10.4.1	90
平塚市	特例市	260,003	615	540	502	H16.4.1	50 (個人)
長岡市	特例市	281,424	610	549	512	H15.4.1	60
福井市	特例市	270,562	740	670	630	H13.4.1	150
春日井市	特例市	302,828	632	571	525	H9.12.1	30
茨木市	特例市	268,907	760	710	665	H6.12.1	80
八尾市	特例市	273,883	700	650	610	H7.7.1	70 (個人)
明石市	特例市	290,878	798 (718)	727 (668)	656 (623)	H19.4.1 (19.4.1~21.3.31)	80
加古川市	特例市	266,630	700	630	580	H7.12.1	70
呉市	特例市	252,939	660	600	550	H6.10.1	50
佐世保市	特例市	258,023	662	602	563	H16.4.1	50
前橋市	特例市	319,338	655 (589.5)	620 (558)	585 (526.5)	H7.1.1 (17.4.1~21.2.22)	100
高崎市	特例市	345,360	635	605	570		1,000 (年額)
四日市市	特例市	311,904	691	629	589	H18.4.1	70
大津市	特例市	329,675	700	651	600	H9.4.1	70
吹田市	特例市	350,429	740	700	650	H6.4.1	110
久留米市	特例市	304,785	683	616	582 又は380	H17.2.5	50

*報酬額及び適用年月日において()書きは期間を定め削減措置を行っているもの

*弘前市、八戸市、久留米市は合併による在任特例適用により報酬額が複数である

各市の概況(県内各市)

【平成19年4月1日現在】

都市名	項目	人口(人)	報酬(千円)			適用年月日	政務調査費 1人月額 (千円)
			議長	副議長	議員		
釜石市		42,537	392	338	313	H16.4.1	12.5
宮古市		59,687	401	339	320	H18.5.1	150 (年額個人)
一関市		124,319	460 (426)	400 (370)	370 (342)	H17.9.20 (18.4.1~20.3.31)	15
大船渡市		42,575	392	339	320	H15.12.1	7
花巻市		105,187	431	369	339	H18.1.1	20 (個人)
北上市		93,473	457	383	351	H15.4.1	20
久慈市		39,525	386	331	303 又は234	H18.3.6	5
遠野市		31,734	375	326	302	H17.10.1	60 (年額個人)
陸前高田市		25,169	380	330	300	H8.4.1	7.5
二戸市		31,823	380	318	301 又は211	H18.1.1	10 (個人)
八幡平市		30,251	351	284	271	H18.10.1	20
奥州市		129,794	399	345	321	H18.2.20	12

*報酬額及び適用年月日において()書きは期間を定め削減措置を行っているもの

*久慈市、二戸市は合併による在任特例適用により報酬額が複数である

近隣町村の概況

【平成19年11月30日 電話による聞き取り調査】

都市名	項目	人口(人)	報酬(千円)			適用年月日	政務調査費 1人月額 (千円)
			議長	副議長	議員		
滝沢村		52,798	360	303	293	H12.4.1	20
紫波町		34,456	338	275	248	H9.4.1	なし
矢巾町		27,184 (H19.10.1)	323	258	240	H16.4.1	なし
雫石町		19,089 (H19.9.30)	306	248	238	H18.4.1 (H16~17年度は1万円ずつ減額)	なし

《議員報酬額の推移》

区分 \ 期間	H1.10.1 ~H3.9.30	H3.10.1 ~H5.11.30	H5.12.1 ~H8.3.31	H8.4.1 ~H15.3.31	H15.4.1 ~H17.3.31	H17.4.1 ~H19.3.31	H19.4.1 ~H19.6.30	H19.7.1 ~H21.3.31
議長	615,000円	680,000円	730,000円	750,000円	735,000円	727,500円	750,000円	727,500円
副議長	565,000円	620,000円	660,000円	680,000円	666,400円	659,600円	680,000円	659,600円
議員	540,000円	590,000円	630,000円	650,000円	637,000円	630,500円	650,000円	630,500円
備考		H3年度 特別職報酬等審議会	H5年度 特別職報酬等審議会	H8年度 特別職報酬等審議会	2%カット	3%カット	条例どおり	3%カット

※参考1

《市長の給与推移》

◎市長の給与(条例本則:1,200,000円)

期間	H13.1.1 ~H13.3.31	H15.1.1 ~H15.3.31	H15.4.1 ~H15.9.30	H15.10.1 ~H16.3.31	H16.4.1 ~H19.9.1	H19.9.12 ~H20.3.31
支給額	840,000円	840,000円	1,140,000円	1,080,000円	1,080,000円	1,080,000円
備考	30%カット	30%カット	5%カット	10%カット	10%カット	10%カット

※参考2

《旧都南村議及び旧玉山村議の報酬額推移》

◎都南村

H2.4.1 ~H3.6.30	議員	230,000円
H3.7.1 ~H4.3.31	議員	253,000円

(H4.4.1 合併)

◎玉山村

~H11.3.31	議員	230,000円
H11.4.1 ~H15.3.31	議員	237,000円
H15.4.1 ~H16.3.31	議長 副議長 議員	299,000円 244,000円 234,000円
H16.4.1 ~H19.5.1	議長 副議長 議員	279,000円 234,000円 224,000円

(H18.1.10合併後の玉山区議員含む)

各市の概況(類似都市-1)

資料 3

【平成19年4月1日現在】

項目		人口(人)	報酬(千円)			適用年月日	政務調査費 1人月額 (千円)
都市名			議長	副議長	議員		
盛岡市	特例市	299,115	750 (727.5)	680 (659.6)	650 (630.5)	H8.4.1 (H19.7.1~H21.3.31)	50
弘前市		187,821	625.6	560.8	530 又は235 又は223	H18.2.27	なし
青森市	中核市	311,101	718	658	633	H17.4.1合併 (現行額はH15.4.1~)	90
八戸市	特例市	247,968	671	612	583 又は225	H16.1.1	80
仙台市	政令指定 都市	1,022,712	1,020 (970)	910 (870)	840 (824)	H18.4.1 (19.4.1~20.3.31)	380
秋田市	中核市	329,295	704	655	625	H17.12.1	100
山形市	特例市	255,696	770 (750)	720 (700)	670 (650)	H7.5.1 (18.4.1~19.4.30)	120 (個人)
福島市		287,984	703	655.5	617.5	H18.4.1	100
郡山市	中核市	337,542	705	656	617	H15.1.1	130
いわき市	中核市	350,235	700	660	630	H16.4.1	110
所沢市	特例市	339,058	660	580	560	H8.7.1	なし
越谷市	特例市	319,164	588	529	515	H13.4.1	40
水戸市	特例市	262,842	700	630	590	H10.4.1	90
平塚市	特例市	260,003	615	540	502	H16.4.1	50 (個人)
長岡市	特例市	281,424	610	549	512	H15.4.1	60
福井市	特例市	270,562	740	670	630	H13.4.1	150
春日井市	特例市	302,828	632	571	525	H9.12.1	30
茨木市	特例市	268,907	760	710	665	H6.12.1	80
八尾市	特例市	273,883	700	650	610	H7.7.1	70 (個人)
明石市	特例市	290,878	798 (718)	727 (668)	656 (623)	H19.4.1 (19.4.1~21.3.31)	80
加古川市	特例市	266,630	700	630	580	H7.12.1	70
呉市	特例市	252,939	660	600	550	H6.10.1	50
佐世保市	特例市	258,023	662	602	563	H16.4.1	50
前橋市	特例市	319,338	655 (589.5)	620 (558)	585 (526.5)	H7.1.1 (17.4.1~21.2.22)	100
高崎市	特例市	345,360	635	605	570		1,000 (年額)
四日市市	特例市	311,904	691	629	589	H18.4.1	70
大津市	特例市	329,675	700	651	600	H9.4.1	70
吹田市	特例市	350,429	740	700	650	H6.4.1	110
久留米市	特例市	304,785	683	616	582 又は380	H17.2.5	50

*報酬額及び適用年月日において()書きは期間を定め削減措置を行っているもの
*弘前市、八戸市、久留米市は合併による在任特例適用により報酬額が複数である

各市の概況(県内各市)

【平成19年4月1日現在】

都市名	項目 人口(人)	報酬(千円)			適用年月日	政務調査費 1人月額 (千円)
		議長	副議長	議員		
釜石市	42,537	392	338	313	H16.4.1	12.5
宮古市	59,687	401	339	320	H18.5.1	150 (年額個人)
一関市	124,319	460 (426)	400 (370)	370 (342)	H17.9.20 (18.4.1~20.3.31)	15
大船渡市	42,575	392	339	320	H15.12.1	7
花巻市	105,187	431	369	339	H18.1.1	20 (個人)
北上市	93,473	457	383	351	H15.4.1	20
久慈市	39,525	386	331	303 又は234	H18.3.6	5
遠野市	31,734	375	326	302	H17.10.1	60 (年額個人)
陸前高田市	25,169	380	330	300	H8.4.1	7.5
二戸市	31,823	380	318	301 又は211	H18.1.1	10 (個人)
八幡平市	30,251	351	284	271	H18.10.1	20
奥州市	129,794	399	345	321	H18.2.20	12

*報酬額及び適用年月日において()書きは期間を定め削減措置を行っているもの

*久慈市、二戸市は合併による在任特例適用により報酬額が複数である

近隣町村の概況

【平成19年11月30日 電話による聞き取り調査】

都市名	項目 人口(人)	報酬(千円)			適用年月日	政務調査費 1人月額 (千円)
		議長	副議長	議員		
滝沢村	52,798	360	303	293	H12.4.1	20
紫波町	34,456	338	275	248	H9.4.1	なし
矢巾町	27,184 (H19.10.1)	323	258	240	H16.4.1	なし
雫石町	19,089 (H19.9.30)	306	248	238	H18.4.1 (H16~17年度は1万円ずつ減額)	なし